

1 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」について再度要望

- 全国知事会 -

本会は、地方公共団体に対して必要な協力を求めることができるとする規定が設けられている「周辺事態措置法案」(通称)に関し、昨年7月16日付けで政府関係先へ各地方公共団体への適時・的確な情報提供等に努めるよう要望を行ったが、その後十分な説明がなされていなかったため、去る3月12日に同趣旨の要望(別紙参照)を重ねて内閣、外務省、防衛庁に対して行った。

別紙

「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」に関する要望

現在国会に上程されている「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」については、第9条に地方公共団体に対して必要な協力を求めることができるとする規定が設けられており、その具体的な内容如何によっては住民生活や地域経済に少なからぬ影響を及ぼしかねないため、各地方公共団体共通の関心事項となっております。

このことから、平成10年7月16日、全国知事会議において『「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」についての決議』を採択し、周辺事態安全確保法案の具体的な解釈等について各地方公共団体に説明されたい旨の要請を行ったところでありますが、現在まで全都道府県を対象とした十分な説明は行われておりません。

よって、国におかれては、早急に各地方公共団体に周辺事態安全確保法案の具体的な解釈等について説明ねがいます。また、指針の具体化に向けての取組にあたっては、各地方公共団体への適時・的確な情報提供に努められるとともに、地方公共団体から意見を聴取し、その意向を十分に尊重されるよう、重ねて要望いたします。

平成11年3月12日

全国知事会